

「野生動物とペットについて」

(1回目)

【 質 問 】

昨年末のテレビで、上野の不忍池における「カモなどの野鳥に対しての餌付けの禁止」について放送されておりました。

餌付け禁止の理由としましては、自分で餌を取る野生を失っていく、パンくずなどの餌による高カロリー摂取の蓄積で太りすぎとなる等という事であります。

このような事から、不忍池のカモの中には「メタボガモ」がいるなどの噂まで流れているようです。

遠くで起こっている話だと思っておりましたが、ふと永山新川のことを思い出し、色々調べて見ますと、食パンを買い与えている人や、大きなごみ袋2つから3つにパンを持ち込み与えている人など、様々な人たちが、様々な方法で餌付けをしているようです。

現時点で、高病原性鳥インフルエンザが野鳥から人へ直接感染した事例はありません。ヒトへの感染は、養鶏場など、ニワトリと人が濃厚で密接な接点を持つ環境下での感染です。

日本では通常、野鳥と人とは密閉された、あるいは糞便で汚染された環境を共有することはありませんから、感染は成立しにくいのです。ところが、餌付けという行為が、野鳥と人との不自然な接点を作り出してしまいますので、その点が懸念されます。

今年4月から5月にかけて、秋田県、青森県、北海道でオオハクチョウたちに高病原性鳥インフルエンザの感染が証明されました。幸い旭川市は大丈夫でしたが、今後永山新川においてもこのインフルエンザが発生してもおかしくない状況にあるのではないかと思います。

永山新川は牛朱別川から分流し、石狩川に合流する分水路で、いつの頃からかオオハクチョウやコハクチョウ、オナガガモ、マガモなどの多くの渡り鳥が飛来するようになり市民の憩いの場にもなっております。

しかし、野生の鳥たちへの過度の餌付けについては、先ほど述べた理由から私は大変心配しております。色々な動物園に行きましたが、動物たちに餌を与える事が出来る動物園もあり、それは餌を自動販売機で買い与えるのですが、その動物の1日の摂取していい量の餌しか販売機には入れておらず、しっかりと計算されているということを伺いました。限りなく行われる餌やりに、永山新川の鳥たちは、メタボにならないのか？ ちょっぴりメタボな私が心配しております。

美唄市にあるラムサール条約登録湿地の宮島沼でも、野鳥の分布や渡りの行動が変化してしまうことや、他の生き物に与える影響なども考え、水鳥に餌を与えないで下さいと訴えていました。

細かいことを言えば庭にあるバードテーブルも同じことだと思いますが、野鳥に餌を与える人の多くは「カワイイから」「食べるものがなくてかわいそう」など人間からの一方的な愛情による

もので、本来野生動物は自然のルールに従って食べ物を採取して、繁殖しているという意識はないと思います。

最近、子どもの中には、どんな鳥でも鳥インフルエンザを持っているという恐怖感がなくなり、鳥には近づかなくなった子もいるとの話を聞きましたが、間違った知識ではなく、ちゃんとした知識を持って鳥たちと接してもらいたいと思っております。

色々申し上げましたが、明日から永山新川を立ち入り禁止にすることではなく、逆に永山新川を利用して市民に対し、野生動物の餌付け・関わりについて伝えていただきたいと思っております。

そこでお伺いしますが、旭川市として野生動物への餌付けについてはどのようなお考えで対応しておりますか？

先の日曜日に旭山動物園主催の「人と野生動物の関わりを考える会」が開催されるなど、各種取組も始まっているようですが、餌付けについて、今後どのような対応を考えているのかお聞かせ願います。

【玉井環境部長答弁】

野生動物の餌付けについては、去る6月22日に開催された「人と野生生物の関わりを考える会」の設立集會に当部職員も参画し、カラスと人の生活の関わりなどについて報告しているところでございます。また、これまで行っている対応といたしましては、今年春に、秋田県や道内の野付半島と佐呂間町等で見つかった、渡り鳥のオオハクチョウの死骸から、強毒性の鳥インフルエンザウイルスが確認されましたが、市内にも渡り鳥飛来地となっている永山新川があり、餌やりなどで市民等が多数訪れ、野鳥との接触により人への感染の危険性があることから、市環境部のホームページでのPRや、市の施設へチラシを設置するなどして、餌やり等に対する注意啓発を行っています。

この他にも、ハトやカラス等への餌やりについても、糞の被害や病気がうつる恐れがあることから、住民の苦情などにより情報があつた場合には、餌付けを行っている本人に会うなどして、餌やりをしないようお願いをしているところでございます。

野生動物は、自然の中で他の動植物と共生したり、生存競争しながら生きているのが本来の姿であり、絶滅危惧種の指定を受けている場合とか、自然災害等で生存環境が著しく損なわれた場合など、人間の手で保護しなければならない場合を除いては、野生動物への餌付けについては、行政・市民・専門家が注意の眼を向けて行かなければならないと考えております。

また、野鳥が可愛いからとか、餌をあげたら喜ぶと思い、餌付けを行っている市民等の行動においても、その結果、自然との共生に影響を与えてしまう場合も生じることから、野生動物との正しい接し方を啓発することは必要であり、動物などの生態系保全のためにも、市として積極的に係わり協力したいと考えております。

(2回目)

【 質 問 】

平成12年に旭川市が中核市となり保健所が設置されましたが、犬や猫を収容する自前の施設がないことから、北海道が昭和43年に江丹別嵐山に建設した犬の抑留施設を借用しております。しかし、交通の便が悪い、施設が4坪と極めて狭い、それに輪をかけて老朽化が激しい等の理由から、新たな動物愛護センターの設置を検討しているとのこと。そのようなこともあり、昨年福岡市にある西部動物管理センターに視察に行き参りました。

同センターは福岡市西区の比較的街中にあります。施設内は、1階の入り口を入ると、まず機械室があり、そこには大きな脱臭装置と炭酸ガス処分機の装置がありました。そこを出ると処分された動物たちがトラックに載せられ焼却場へ行く排出室があり、そこから2階に上がり、抑留室に入れて頂きました。手前側には独房、子犬用の部屋、そして成犬用の部屋が4つ並んでいて、私が行った時にも1つの部屋に2匹から3匹くらいの犬たちが一緒に入れられており、とても寂しい目、お前ら人間のせいだと言わんばかりの目をしておりました。私たちが立っていた裏には追込み通路というものがあり、その追込み通路の後から自動で移動する檻で、犬たちは小さな箱に入れられガスで処分されるのです。処分された犬たちは産業廃棄物として扱われ、業者によって焼却場へと運ばれて行きます。

そのような話を、処分されるであろう犬たちを前で、説明を受けていると、何かとてもやり切れない気持ちになってしまいました。

一番奥の部屋はたくさんの猫がカゴに入れられ抑留されており、犬と一緒に出来ないからなのかと思い聞いて見ますと、犬については狂犬病予防法や福岡市蓄犬等取締条例に基づき捕獲をするが、猫については法令上、捕獲を行うための根拠となる規定や犬のような放し飼いを禁ずる規定がないことから捕獲は行わないという事です。

このことは旭川市についても同じで、動物の愛護と管理に関する法律の規定で、飼えなくなった犬や猫の、引き取りや負傷したペットの動物の収容については行っているという事でした。

悲しくなったのは、その飼えなくなった動物を平気で、家を引っ越す事になったので犬を処分して欲しいという事で訪れる人も少なくないという事で、飼い主の方に処分される事を伝えても、「いいんです」と言って帰っていくことを聞き胸が苦しくなりました。今まで一緒に暮らし、家族同然のはずだったのでは、と私は考えられない事でした。

そこでお伺いしますが、まず、昨年12月10日施行の遺失物法の改正に伴い、犬、猫の引き取り件数等、旭川市で何か変化はあったのかお聞かせ願います。

旭川市では1年間に犬200頭前後と、猫が400頭前後扱われていますことから、今の施設では限界を感じていることと思いますが、今後の動物愛護センター設置についての考え方についてお聞かせ願います。

旭山動物園では、命の大切さを教えており、秋田県の動物管理センターでは平成18年から

「命の大切さを育む教室」と題して、県内の小中学校を中心に活動しているという事でしたが、保健所として現状を旭川市民に伝えているのでしょうか？また、現在までの、取組状況と今後の方針についてお聞かせ願います。

【荒田保健所長答弁】

遺失物法の改正に伴う、犬、猫の引き取り件数等の変化についてのおたずねでございます。

遺失物法の改正に伴う業務上の変化としましては、警察署に持ち込まれた犬や猫が以前より短時間の内に保健所に持ち込まれるケースが増えており、改正遺失物法が施行された平成19年12月以降の4ヶ月間を平成18年度の同時期の実績と比較すると、犬が13頭で変化はありませんが、猫が7頭から15頭に増えており、併せて20頭から28頭へと、おおよそ4割増加しております。

次に、休日や夜間などの時間外における対応状況であります。平成18年度は、時間外において負傷した犬や猫の保護等を行ったのが、12回に対し、平成19年度は、21回とほぼ倍増している状況であります。

今後の動物愛護センター設置についての考え方についてのおたずねでございます。

現在、犬や猫を収容して管理を行っている嵐山犬抑留所は、建物の老朽化が著しく、とりわけ収容室は、狭隘な1室しかなく、広さや設備面において、極めて不十分な状況にあります。また、収容動物の管理や譲渡事業などにも影響を及ぼしています。

今後の動物愛護センターの設置についての考え方ですが、昨年策定しました「動物の愛護と管理に関する基本的な方針」を踏まえて、収容した動物が快適に過ごすことができるよう、動物の種類別の収容は、もちろん、成長の度合いや疾病の有無等に応じた適切な収容ができる十分な広さと機能を備えた施設としての(仮称)動物愛護センターの整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

保健所の現在までの取組状況と今後の方針についてのおたずねでございます。

まず、これまでの取組についてであります。次のような取組を行っております。

犬や猫の終生飼養の大切さや不用な繁殖を避けるための不妊措置などの重要性につきまして、引き取りや譲渡の際に飼い主に対し、啓発するほか、市民広報誌やパンフレット、犬や猫の譲渡会等を活用して、広く市民に啓発をおこなっているところであります。

また、「命」を救うための取組についてであります。負傷した犬や猫につきまして、休日や夜間を問わず、通報があり次第、保護収容し、動物病院への搬送、治療を行い、飼い主への返還に努めているところであります。

さらに、引き取った犬や猫について、できるだけ生きる機会を与えるため、北海道とも連携しながら、また、動物愛護団体等の協力も得て、譲渡事業に取り組んでいるところであります。

次に、今後の方針についてですが、

これまでの取組をさらに充実させるとともに、直接、「命」に触れる動物とのふれあい事業等を

展開するためにも、(仮称)動物愛護センターの早期実現に向け、なお一層、取り組んでまいりたいと考えております。

(3回目)

【 質 問 】

意見だけ述べさせていただきます

私の希望ですが、動物愛護センターという名称にするのであれば、処分することだけが目的の施設とならないようにして頂きたいと思っております。

場所については、次の飼い主が見つけやすいよう、交通の便のよい場所で駐車場も設置する。そして、最後を迎えるかもしれない動物たちには、1週間暗い檻の中で過すのではなく、少しの時間でもいいので太陽の下で走ることが出来るようなスペースを設けていただきたい。さらに、教育委員会とも連携し、例えば市内の小中学校の社会見学場所とし、動物にも命があるのでペットを飼ったら最後まで責任を持って育てることや命の大切さを伝えるような取組を行い、そのためのちょっとした会議室も設置して欲しいと考えております。

京都市動物園では、野生動物が怪我をして市民に保護された時のために、京都府と京都市が協力して、野生鳥獣救護センターを併設しており、動物を持ち込んだ市民に住所を記載してもらい、その後、元気になり適切な場所に放しましたとか、数日後亡くなりました、などの手紙を送って報告しておりました。

昨年は、永山新川に羽の折れた白鳥がいるので旭山動物園に何とかして下さいという電話があったと聞いておりますが、野生動物の保護は基本的には、北海道が傷病鳥獣保護委託業務の中で行っていることから、傷病鳥獣の保護についても北海道と協力して動物愛護センターの機能として傷病鳥獣を扱う施設の併設を検討するとか、あるいは別の施設としてでも設置の方向を検討して頂きたいと考えます。

さらには、特定外来生物であるアライグマの駆除についても、旭川市は現状では安楽殺を外部に委託している状況と聞いております。

その機能もぜひ持たせて欲しいと考えます。そのことを通して、本当に未来へと繋がる「自然との共生」を考える、絶好の教育的な機能を持つのではないかと思います。

もし、動物園に傷病施設をつくり、傷病鳥獣を旭山動物園で収容した場合、万が一にも園内で鳥インフルエンザの陽性が証明された際には、施設内で飼育されているペンギンなどすべての鳥類の殺処分しなければならないなどの問題が生じてまいります。この点も考慮して、対応をお願いしたいと考えます。

「学校の安全対策について」

(1回目)

【 質 問 】

先日の「秋葉原の無差別殺傷事件」は皆様の記憶にも新しく、事件が起こった6月8日は、奇しくも7年前の2001年、大阪府教育大附属池田小学校に侵入した男が、1年生1人、2年生7人を殺害したという事件が起こった日と同じ日でありました。

このような社会を震撼させる事件、とりわけ子どもが犠牲となる事件が起きるたびに、児童生徒の保護者の皆さんは大変不安な気持ちになるものと思います。そして、残念ながら学校といえども、安全な所と全幅の信頼を寄せることができないのが、今の社会の現状であります。それゆえ、子どもが通う現在の学校の安全対策が十分なされているのかは、保護者にとっては重要な問題であります。

去る6月11日の国会で「新学校保健安全法」が成立し、来年度から施行されることになりました。附属池田小学校事件などの凶悪犯罪を受けたもので、学校に対し凶悪犯罪などへの対策を強化する「学校安全計画」の作成を義務付ける等の内容となっております。

今回の学校保健法の改正は、今まで国や地方自治体、各学校が行ってきたことを法律で明示しただけということかもしれませんが、今回の改正に対しての教育委員会の認識をお聞かせ願います。

新学校保健安全法では、各学校は、学校保健に関する計画、学校安全に関する計画をそれぞれ策定、実施することに加えて、危険等発生時、対処要領を作成するものとされております。本市の各学校では既に防犯マニュアルを作成しておりますが、今回義務付けられた計画、要領の策定はどのようになるのか、また、策定するのは学校ですが、教育委員会としてはどのようにかかわっていくのかお聞かせ願います。

【 答 弁 】

学校保健法の改正に対する教育委員会の認識についてであります。

今回の改正では、学校保健、学校安全の各分野ごとに取り組むべき内容を整理したものと考えており、従来の学校保健の規定の他に子どもたちの安全確保に向けた学校としての取組の内容や方法を整備するとともに、地域や警察等関係機関との連携を一層強化し、子どもたちの安全を意図的・計画的に守ろうとするものと認識しております。

学校保健法の改正に対する教育委員会のかかわりについてであります。

教育委員会といたしましては、不審者侵入時の対応や児童生徒の安全確保にかかわって、警察等と連携した防犯教室の開催や研修会の実施などの必要性を指導するとともに、安全確保のための備品や施設整備に努めてまいりたいと考えております。

(2回目)

【質問】

私も、いろいろな用件で小中学校に行く機会がありますが、そこで気になったのが、カメラ付きインターホンや玄関のオートロックが設置されている学校とそうでない学校があることです。また、来校者の受付玄関が一か所である学校もありますが、そのようになっていない学校、つまりどこからでも自由に入れるようになっている学校もあることです。

そこで、何点か質問させていただきます。

はじめに、校舎内への不審者の侵入防止について、市内の小中学校ではどのような対応をされているのか、また、全ての学校において同じ内容、レベルでの対応となっているのかお聞かせ願います。

附属池田小学校事件以後、防犯監視システムを整備する学校が増えており、文部科学省の「学校の安全管理の取組状況に関する調査・平成18年度実績」によると、全国の学校における整備率は65.9%となっており、公立の学校に限って言いますと62.5%となっております。

旭川市の防犯監視システムの設置状況について教育委員会にお伺いしたところ、カメラ付きインターホンを設置している学校が、平成20年4月1日現在で小学校52校中19校、中学校30校中15校で、合計82校中34校であり、設置率は41.46%とのことです。また、職員室から操作できる鍵が付いたオートロックの設置につきましては小学52校中12校、中学校30校中14校の合計82校中26校で設置率は31.7%とのことであります。

防犯監視システムといいましても、防犯カメラ数台とモニター、レコーダー、センサーが揃った「フル装備」のシステムを設置している学校もあれば、インターホンのみの学校もありますが、本市の対応は遅れていないのか、ご見解をお伺いします。

カメラ付きインターホンとオートロックについて、本市においては設置基準があるのか、各学校の判断によるものなのかお聞かせ願います。

また、設置費用の額と負担についてはどのようになっていますか。

先ほどのフル装備的な防犯システムに比べて、カメラ付きインターホンや、オートロックは幾分安価な費用で設置できるのではないかと思います。何故未だ半分以下の設置率なのでしょう。職員室から来訪者が直接確認できる、閉鎖的になり地域との交流促進を阻害する等、必要ないとする学校もあるのかもしれませんが、設置が進まない理由をお聞かせ願います。

防犯カメラ設置についてもお伺いします。旭川市では防犯カメラを設置している学校もありましたが、どうなっていますか。お聞かせ願います。

京都市、横浜市では全市の公立学校に防犯カメラを設置しています。両市では現に学校侵入事件が多発したことが契機のようなのですが、事件が起こってからでは遅いと

というのは当たり前で、旭川市は横浜市のような大都市ではないから安全ということでもありません。防犯カメラ設置に対するお考えをお伺いします。

今年1月の中央教育審議会による安全に関する答申の中でも「防犯カメラや防犯センサーなどの監視システム」の整備が必要と述べられている状況にあって、「防犯カメラ」あるいは、せめてカメラ付きインターホン位は全ての学校に設置されていてもよいものと考えます。この整備をしていくお考えはあるのかお聞かせ願います。

〔 答弁 〕

小中学校における不審者の侵入対策につきましては、各学校の実情に応じ危機管理マニュアルが作成され、全教職員に周知徹底が図られているところでございます。

具体的には、玄関や窓等の施錠を確実にし、学校の出入り口を明示し、来訪者を確認するとともに、ネームの装着や職員による声かけを行うなど、不審者との識別に努めております。

教育委員会といたしましては、不審者侵入に係る児童生徒の安全確保及び安全管理について各学校へ通知し指導しているところであり、全小中学校に「さすまた」を配備するとともに、緊急時における児童生徒の避難誘導體制などにかかわる防犯訓練を行うよう求めているところでございます。

防犯監視システムの設置状況につきましては、インターホン、カメラ付きインターホン、オートロック、防犯カメラ、センサー、認証装置などがございますが、本市におきましては、カメラ付きインターホンが34校に、その他はインターホンが設置されているところです。また、オートロックについては、26校に設置され、未設置校が56校あることから、整備を急ぐ必要があると認識しております。

次に、設置の基準と設置費用についてですが、現在、設置基準はございませんが、設置に当たっては、職員室が2階にあり玄関まで遠いなどの事情を考慮して設置校を決めているところでございます。設置費用につきましては、カメラ付きインターホンとオートロックを同時に設置した場合は、1校30万円から40万円となっております。平成16年度以降では、7校に設置したところでございますが、一挙に設置することは財政的にも厳しい状況にあることを、ご理解賜りたいと存じます。

防犯カメラの設置についての考え方ですが、児童生徒の安全を確保する上で有効な手だての一つであると認識しておりますが、本市の小中学校は、どこからでも人が校地内に入ることが可能な形態となっており、防犯カメラを機能させる為には数カ所に設置が必要であり、1校あたり相当額の予算が必要になると考えております。

このことから、カメラ付きインターホンやオートロックの未設置校が多くあり、これらの設置を順次進めている現状では、防犯カメラの設置は難しいと考えております。いずれにいたしましても、未設置校のカメラ付きインターホンなどの整備につきましては、全校設置に向け、計画的に実施して参りたいと考えております。

(3回目)

【 質 問 】

新学校保健安全法では、犯罪に係る対策のほか、自然災害や通学や日常生活に係る安全についても定められております。

したがいまして、当然これらの取組は学校現場のほか、地域、行政、関係機関など全市的に連携して行わなければなりません。

市では、今年度から旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例も施行しておりますので、市として今後どう取り組んでいくのか、あらためて、その決意をお聞かせ願います。

【 答 弁 】

自然災害や通学、日常生活の安全にどう取り組んでいくかについてであります。

児童生徒の通学時における安全確保につきましては、学校だけではなく、保護者や地域の方々の協力を得て、見守る防犯活動に努めてきたところであり、今後も地域の協力を得て子どもの安全を守る学校支援地域本部事業との連携を視野に入れ、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、学校生活における安全指導・安全確保はもとより、自然災害時における緊急避難体制の整備など、これからの次代を担う子どもたちを学校だけではなく保護者や地域の方々の協力を仰ぎながら、全市的に進められるよう関係部局とも連携を図りながら取り組んでまいりたい決意でございます。

「防災について」

1回目

【 質 問 】

今年に入っても隣国中国・四川省の大地震、岩手・宮城内陸地震が発生する等、国内外において大きな被害をもたらす地震の発生が後を絶つことがない現実を踏まえ、防災対策についてお伺いいたします。

政府の地震調査委員会が平成17年に取りまとめた「全国を概観した地震動予測地図」報告書の中で、旭川市で今後30年以内に震度6弱以上の揺れをもたらす可能性のある地震の発生確率が0.03%であると示されておりますが、この確率を、旭川地域では大きな地震は、発生しないと勘違いをしている人がおられると思います。

事実、岩手・宮城内陸地震の原因断層帯は明らかにはなっていませんが、仮に今回の震源地近くにある北上低地西縁断層帯と関係するものであったとするなら、地震動予測地図では「地震が三十年以内に発生する確率をほぼ0%」と評価されていたものであり、旭川市の0.03%よりも低い数値が示されていたものが揺れ動いたこととなります。

地震調査委員会から「他地域に比べて確率が低い、あるいは揺れが弱いとされた

地域では、地震動予測地図が安全・安心情報として誤って受け取られる恐れがある」という重要なメッセージが示されていたにも関わらず、多くの関係者や国民は、必ずしもこのような認識を持っておらず、そのことが防災対策の不十分さに現れているように思えてなりません。

近年の自然災害やその被害は世界中でどのような発生状況にあり、その結果についてどのような認識を持っているのかお聞かせください。

また、中国・四川省の大地震において、学校で勉強をしていた、何の罪もない、中国の将来を背負うことを期待されていた多くの子供たちが、学校建築時の手抜き工事の犠牲となりましたが、その直後ともいえる時期に、日本政府は学校の耐震化に対する財政的措置を強化することとしました。他国の状況を見てあわてて貼り付けたと、見られかねないようなこの制度改正の時期について、どのような認識を持っておられるのかお聞かせください。

【消防長答弁】

近年の自然災害の世界的な発生状況とその結果の認識についてでございます。

内閣府作成の平成20年版防災白書によりますと、1970年からの35年間に世界中で発生した自然災害によって、毎年平均で、約1億6千万人が被災し、約9万人の命が奪われ、約455億ドル以上、日本円にして5兆円以上の被害額が発生しているほか、1970年代と近年の10年間を比べますと、発生件数と被災者数がともに約3倍に増加している状況にあることが示されております。

この世界的な被災状況につきましては、地球の温暖化による異常気象などで、今後更に増加すると予想されておりますことから、総合防災センター(仮称)を中心とした一元的な災害対応体制の構築や消防の広域化に加え、本市が阪神淡路大震災以降、市民との協働によって進めてきた自主防災体制や避難場所の整備などに努め、現代に相応しいより効果・効率的な防災体制を構築する必要があると認識いたしております。

2回目

【質問】

6月16日の北海道新聞で東北大学の大槻憲四郎教授が、岩手・宮城内陸地震の原因断層帯について、「今回の震源地に隣接する北上低地西縁断層帯との関係はない」としながらも、約500万年前にできたとみられ、活断層とされていなかった「古い断層も再び動くと、このような被害が起こる。活断層だけ注目するのは防災対策上、不十分」と指摘しています。

仮に大槻教授の見方が正しいとするなら、0%よりも低い、死んだ断層として相手にもされることもなかった未知の断層帯にまで苦しめられるのは、日本が地震列島である

が故の宿命ともいえることになり、また、専門家の中で「今回の内陸直下の地震は、改めて、日本のどこでもマグニチュード7クラスの地震が起こると想定して震災対策をすすめる重要性を教えている」と言われていることが、極めて重要なメッセージと感ぜず。

地震動予測地図の発生確率の数値が持つ意味は、30年という一定の期間をとったとき、30%と評価された地震より、50%と評価された地震の方がより起こりやすいことをいっているだけであり、地震の発生する順序が必ずしも早いということにはなりません。

そこでお伺いします。

学校の耐震化は、国の施策によって動機付けされるのではなく、次世代を担う子供たちの安全を守ることや、防災上の観点から、まちづくりの基本として、最大限の配慮を持って対応すべきであると考えますが、認識をお聞かせください。

また、先ほど御答弁があったように、世界中で自然災害が猛威をふるい、その被害が深刻な状況にある中、本市においては、総合防災センターの中核施設を建設中ですが、秋完成予定の中核施設や、既の実施設設計が行われた訓練施設の供用が開始された場合、防災対策はどのように変わるのか具体的にお示しください。

【学校教育部長答弁】

「地震防災対策特別措置法改正法」につきましては、中国四川省の大地震を目のあたりにして、全国の公立小中学校の耐震化率が約6割にとどまっている現状の中で、国としても学校施設の耐震化を加速する必要性を痛感して、学校施設の耐震化の促進に向け、緊急の支援措置を講じることになったものと理解しているところでございます。

消防長答弁

総合防災センターの中核施設と訓練施設の供用が開始された場合、防災対策はどのように変わるかについてでございます。

中核施設につきましては、災害対応の効率化や消防の広域化をより一層図ることができるとともに、本市に大規模な災害が発生した場合、対応の根幹となる災害対策本部の設置、情報の集約と活用、全国から参集する緊急消防援助隊、自衛隊、警察等の関係機関との緊密な連携が円滑となるほか、平常時には、市内外の自主防災組織、防火団体、NPO、ボランティアなどの方々を対象とした消防・防災に関する講習、学習、体験等が行え、結果として住民防災力が向上することで、安全・安心の確保や災害の被害軽減を図ることができるものと考えております。

更に、訓練施設につきましては、現代の災害対応に欠くことのできない消防職団員の高度な訓練機能や、市民にとってのより実践的な研修・学習機能を有するものであり、行政の広域化の一環として、道北地区や旭川を中心とする圏域全体の消防職団

員、自治体職員、住民などが広く活用することで、地域全体のより一層の防災力向上を期待することができるものであります。

そのため、一つの試みとして、現在、北海道消防学校に対しまして、圏域全体の消防力の向上を図るため、中核施設と訓練施設を活用しての、消防職団員に加え、自治体職員や住民までもを対象とした、効率的な教育、訓練、学習システムづくりについて、協議を申し入れているところであります。

いづれにいたしましても、両施設を活用することで、一定程度の効率的な防災体制の構築を進めることができるとともに、可能な限り施設を一般開放することで多様な市民生活の向上にも寄与できるものと考えております。

3回目

[質 問]

近年における災害は、自然災害、テロ、化学物質災害など、その種類、原因、対策が千差万別であり、災害対応の難しさから、世界の各地では、今、この瞬間にも洪水、事故などで救助の手が差しのべられずに尊い人命が失われているのが現実です。

正に何が起きるか分からないような現代、このまちで生まれ育ち、子供を産み・育み、働き、そして高齢になってからも安全で安心して毎日を過ごす上において、最後の頼みの綱となる防災体制を十分に確保することは欠かすことのできないまちづくりの重要な要素であると考えます。

そのような中、旭川市においては、総合防災センターを整備し、あらゆる災害に効率よく対応すべく、総合的な防災体制の構築を目指していると聞いておりますが、総合防災センターの完成が見通しの立たないままに時が過ぎていることに非常に大きな不安を感じます。

旭川市の防災の最高責任者である市長にお尋ねいたします。

総合防災センターの整備が中核施設のみで止まっていることや、小中学校の耐震化が必ずしも進んでいないことについての認識と、この旭川市で万一にも激甚災害が発生した場合には、市民を中国・四川省の地震や国内の過去の災害などで見られたような、悲惨な目には決して遭わすことなく、守りきることについての覚悟を、お聞かせください。

[西川市長答弁]

学校は、児童生徒にとって、学習の場であるとともに、生活の場でもある大事な居場所であり、学校施設は、なによりも安全で安心なものでなければならないと考えております。また、平常時においては、児童生徒が使用しますが、災害発生時には地域住民の応急避難所として、大人も子供もお年寄りも、障害を持つ人も利用することになる地域防災上非常に重要な場でもあると認識しているところであります。

そのような理解の下で、学校施設の耐震整備は行っていかなければならないと考えております。

〔 答弁 〕

総合防災センターと耐震化についてでございますが、総合防災センターの整備につきましては、中核施設が本年10月の供用開始予定、訓練施設が実施設計を終えており、また、支援物資集配センターについては、東光スポーツ公園の整備計画の見直しに合わせ、機能連携することなどについて現在関係部局で協議・検討中という状況であります。当初計画した施設・機能がすべて備わってこそ、防災対応拠点としてふさわしいものであると認識しておりますが、厳しい財政状況など様々な要素を考慮し、市全体の取り組みの中で今後も検討を進めることが必要であるとの認識を持っておりません。

また、学校施設は、児童生徒が学ぶ場であることはもちろん、地域社会の中核的施設として、災害発生時の避難所となるなど重要な役割を果たすことから、耐震化による安全性の確保は緊急の課題であると認識しております。

災害から市民を守ることににつきましては、市民の皆様の安全と安心の確保は、まちづくりを行う上で必要不可欠な要素でありますことから、総合防災センターを中心として、国などの関係機関との連携はもとより、市民との協働を重要な防災力とする強固な防災体制を構築することで、万が一の場合にも、国内外で発生した過去の災害の教訓を生かした適切な災害対応が行えるようにすることで、市民、そしてこの地域全体の住民もが安全で安心して暮らすことができるよう、最大の配慮を持って取り組んでまいりたいと考えております。